

春日保育園運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人聖隷福祉事業団が設置する春日保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 保育・教育の提供にあたっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用園児の意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
- 3 当園は、利用子園児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 春日保育園
- (2) 所在地 鹿児島県奄美市名瀬春日町 1-1

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、社会福祉法人聖隷福祉事業団の創立の精神であるキリスト教精神に基礎をおき、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

- ① 一時預かり保育、延長保育、子育て支援事業、障がい児保育、を行っています。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長（常勤専従） 1人

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任保育士（常勤専従） 1人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、園務を整理し、必要に応じて園児に保育・教育を実施する。

(3) 保育士 14人以上

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づき、園児に保育・教育を一体的に実施する。

(4) 調理員 2人以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 栄養士 1人(1人)

栄養士は、園児の発達段階に応じた献立を作成するとともに、当園全般の食育管理を行う。

(6) 事務員 1人(非常勤)

事務員は、当園の運営管理に必要な事務及び雑務を行う。

(8) 嘱託医 1人(非常勤)

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(9) 嘱託歯科医 1人(非常勤)

嘱託歯科医は、園児の定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(保育・教育を提供する日)

第6条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除くその他園の指定する日。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育・教育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育提供時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時から午後6時までとする。

ただし、当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間の間に延長保育を提供する。

月～土 午後6時から午後7時

(2) 保育短時間認定に関する保育提供時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が育・教育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間の間に延長保育を提供する。 月～土 午前7時から8時30分

午後4時30分から午後7時

※ ただし当園が指定する日は延長保育の提供が行えない。

(利用料その他の費用等)

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 延長保育料

3 第1項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の保育・教育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。（郵便局にて口座引き落とし日は毎月20日、2回目は月末）但し、やむを得ない場合は現金払いとする。

(食事の提供方法等について)

第9条

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行う。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日がある。

献立表は栄養士が1ヶ月ごとに作成をし、毎月の献立表を配布する。

園児の年齢に応じ食事の時間帯を考慮し提供する。

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談下さい。

除去食及び代替食に対応する。

食物アレルギーマニュアルに沿って対応する。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出している。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行う。
検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底している。
調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底している。

（利用定員）

第10条 利用定員は、次のとおりを基本とする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	12人	24人	24人	20人	20人	20人

（施設利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第11条 当園は、奄美市の利用調整に基づき当園の利用が決定され支給認定を受けた保護者が重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始する。

当園は以下の場合には保育の提供を終了する。

- ①利用園児が小学校に就学したとき
- ②園児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③原則、市外に転出する時
- ④長期欠席するとき
- ⑤その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（嘱託医）

第12条

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	稲医院
医院長名又は医師名	稲 源一郎
所在地	鹿児島県奄美市名瀬金久町 5-4
電話	0997-52-0486

② 歯科

医療機関の名称	松岡歯科医院
医院長名又は医師名	松岡 和利
所在地	鹿児島県奄美市名瀬久里町 4-6
電話	0997-52-0938

（緊急時等における対応方法）

第13条 当園は、保育・教育の提供中に、利用園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用園児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利

用園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、奄美市及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 14 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当園は、利用園児の人権の擁護・虐待の防止のため、職員に対する研修を定期的に行う。

(賠償責任保険加入)

第 16 条 当園では以下の保険に加入しています。

保険会社 東京海上日動火災保険 施設賠償保険・園児傷害保健

(苦情対応)

第 17 条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(個人情報保護に関する基本方針)

第 18 条 別途、同意書を取り交わします。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

(秘密の保持)

第 19 条 当園の職員は、業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持する。

附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する

別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
レンタルベッド代	3歳児より	1ヶ月 100円
思い出ファイル代	手作り作品	1冊 300円～400円
名前 ゼッケン	運動会・行事用	2枚組 500円
フッ素代	3歳以上児（希望者）	1月 60円
帽子（レンタル代）	クラスカラーで変更のため	年間 300円
お帳面用ファイル代	毎日のおたより帳（0、1、2歳児）	1冊 250円
保険代	日本スポーツ振興センター	年間 375円
写真代	スナップ・クラス写真・卒園写真	50円 200円 600円
蟻虫代	蟻虫検査	210円
出席カード（シール含む）	園で使用	1冊 660円～700円
主食代	3歳児以上に主食を提供	月額 600円

2 延長保育に係る利用者負担

延長保育料	<p>【保育時間・標準認定（7：00～18：00）】</p> <p>午後6時01分から午後6時30分まで 1回 300円</p> <p>※月極契約の場合、月額3,000円</p> <p>閉所時間の午後7時を過ぎた場合は、別途1回につき200円加算いたします。</p>
	<p>【保育時間・短時間認定（8：30～16：30）】</p> <p>午前7時から午前8時30分まで ・ 午後4時30分から午後6時まで</p> <p>1時間につき200円</p> <p>※保育短時間認定のみ</p>

制定日 平成28年4月1日

制定日 平成29年4月1日